

農地制度に係る支障事例等について(概要)(1/2)

(平成25年10月2日 全国知事会・全国市長会・全国町村会)

全国知事会「地方分権改革の推進について」(H25.7.9) ~ 「…農地転用に関する事務・権限を移譲すること」
全国市長会「地域の元気創造・活性化のために」(H25.7.10) ~ 「農地転用許可権限、農業振興地域の指定・変更等権限を市に移譲するとともに、農用地利用計画に係る都道府県との同意・協議を廃止すること…」
全国町村会「平成26年度政府予算編成及び施策に関する要望」(H25.7.4) ~ 「…土地利用にかかる権限を町村に移譲するとともに、都道府県農業会議の意見聴取の義務付けを見直すこと」

任意抽出した地方自治体を対象にアンケートを実施(都道府県13団体、市町村28団体から回答)。

1. 農地転用に当たっての大臣許可・協議等の課題及び支障事例について

大臣許可・協議に係る農地転用について、事務処理に多大な時間を要し、迅速性に欠けるとともに、総合的なまちづくりを進めていく上で課題があるなどの指摘。

○ 13都道府県のうち9が、課題ありとの回答。

(農地転用の大臣許可・協議)

- ・事務処理に多大な時間、手間を要し、迅速性に欠ける(7)。
- ・近年、大臣許可・協議案件で、国との間で見解の相違が生じた事例はない(10/大臣許可・協議案件があった都道府県12)。
- ・基準等は同一であり、面積で許可権者が異なるのは不合理(2)。
- ・分権一括法で大臣協議は「当分の間」とされたが、10年以上改まらない(2)。 等

(都道府県農業会議への諮問の義務付けについて)

- ・市町村農業委員会の審査で十分(3)。
- ・都道府県農業会議の運用を簡素化すべき(1)。 等

○ 市町村からも、同様の回答に加え、以下の回答。

- ・地域の状況に応じた主体的なまちづくりを進めるために都道府県又は市町村に移譲すべき(6)。
- ・都道府県農業会議への諮問の義務付けによって、都道府県から市町村への権限移譲(条例による事務処理特例)のメリットが発揮できない(2)。

○ 権限移譲で農地が失われるとの懸念に対し、以下の回答。

- ・懸念自体があたらない(7都道府県・3市町村)。
- ・基準の周知徹底、明確化等が必要(5都道府県・6市町村)。
- ・そもそも農地制度の見直しが必要(4都道府県・6市町村)。
- ・農地の減少は権限移譲ではなく他に原因がある(4市町村)。

〔注()内の数字は地方団体の数。重複回答あり。〕

現場で支障があるとの回答があった主な事例

・企業誘致のための農地転用に際し、農政局との事前協議に2年間を要した。その間に、対象となる農地の一部で相続が発生し、用地取得が難航することになり、転用許可申請に至るまでさらに時間を要することになった。また、この間の経済情勢の悪化による計画中断も懸念された。

・新駅設置に伴う周辺の区画整理について、新駅は位置が決まっており、駅前開発の範囲も既存の河川、国県道などで事実上決まってしまうにもかかわらず、農振除外のために多くの説明や資料が要求され、数年を要した。

・新駅設置に伴う周辺整備のための農地転用について、事前協議開始から正式協議まで1年4カ月(打合せ7回)を要した。

農地制度に係る支障事例等について(概要) (2/2)

(平成25年10月2日 全国知事会・全国市長会・全国町村会)

2. 農用地区域からの除外(農振除外)、農地転用許可の支障事例について

現行の農振除外、農地転用許可の要件が厳しいため、農業の六次産業化や再生可能エネルギーの活用を推進する上で、以下のような支障が生じている。

現場で支障があるとの回答があった主な事例

(農業の六次産業化の推進に支障)

- ・農産物販売所、農家レストランは、農用地区域では、農業者自らが生産する農畜産物を量的又は金額的に5割以上使用していなければ、農業用施設に当たらないとされ、農地転用ができない。このため、提供できる商品、メニューの種類が限定され、魅力に欠けるので、農業の六次産業化の推進のためにも、「5割以上」の要件については同一市町村の区域内の他の農業者が生産する農畜産物を使用する場合も認めるべきである。
- ・また、農産物販売所、農家レストランの運営主体についても生産に携わっている農業者や農業生産法人に限定せず、企業等を認めるべきである。

(再生可能エネルギーの活用推進に支障)

- ・再生可能エネルギー推進の核になる太陽光発電や風力発電の立地のための農地転用は、農用地区域、第1種農地では耕作放棄地等であっても困難であり、国が推進する施策にもかかわらず支障が生じている。

(農業・農村の維持にも支障)

- ・畜産農家が家畜管理のために農用地区域に所在する畜舎近くに住宅用地を求めようとしたが、農用地区域の縁辺部でなかったために農振除外が認められなかった。この結果、遠方から通勤し、年に数十日の畜舎での泊まり込みを強いられている。
- ・大規模なかんがい用水・排水事業の受益地である場合、地域全体で事実上半永久的に農振除外が認められず、農家子弟の住宅、地域に必要な店舗等の建設すら不可能となっている。
- ・荒廃農地について、過去に土地改良事業の受益地になった農地は経過年数に関係なく第1種農地に該当し、森林整備を行うことも認められない。この結果、藪と化して、周辺農地への鳥獣被害を拡大させる温床となっている。